

農地法第3条（所有権移転）に関する審査要領

亀岡市農業委員会

農地の所有は、本来将来にわたり耕作を行う者に対してのみ認められるべきであるという農地法第3条の趣旨の一層の徹底を目的とし、今後継続的に営農する見通しがあるか慎重に審査するため、農地法第3条の審査要領を定めました。その主な項目は次のとおりです。

審査基準

- （１）農地を取得しようとする者は、申請者及び申請者の世帯員等が権利を有する「全ての農地」を耕作していること。
- （２）農地を取得しようとする者は、「自ら常時従事する」ことを証明するために次の書類を添付する。
 - ア 営農計画書
 - イ 自らが2年以上耕作することの誓約書
 - ウ 亀岡市外在住者の場合、農業用自動車の車検証の写し、運転免許証のコピー、耕作状況等証明
- （３）新規で農地を取得する者に対しては、今後継続的に営農する見通しがあるか慎重に審査する必要があるため、農業実績のない取得希望者に対しては、「所有権」ではなく「賃借権」等で農地の借受を勧める。

審査方法

- （１）案件の審議に当たっては地元農業委員、農地利用最適化推進委員により現地調査を行うものとする。
- （２）現地調査の段階で当該農地が正常に耕作されていない場合、農地に復元するよう指導する。
- （３）申請内容について事前確認する必要がある場合は、申請者に役員会への出席を求める。

事後指導の徹底と対策

- （１）許可済み農地については、利用状況等について調査を行う。
- （２）調査等を通じ、不適当な利用状況が判明した場合、適正な利用について指導を行う。
- （３）前項の指導に従わない者は以後の農地取得を認めない場合がある。

付 則

この審査要領は、令和5年3月6日から適用する。

＜お知らせ＞

定例総会において審議される案件（農地法許可申請等）の申請締切日を変更します。ご理解のほど宜しくお願いします。

【変更前】 毎月 20 日

【変更後】 毎月 15 日

（閉庁日の場合は次の開庁日）

【変更時期】 令和 3 年 4 月から

翌月の 5 日（前後する場合があります）に開催する定例総会にて審議します。

なお、内容の確認のため、申請者に役員会等への出席を求めることがあります。

亀岡市農業委員会

必ず書類作成前に直接農業委員会事務局へ事前相談・協議をいただき、提出書類や案件の確認をしてから書類作成を行ってください。
(農地台帳の閲覧は代理人の場合、委任状が必要です。)

農地法第3条許可申請に要する添付書類

申請書・添付書類	譲受人の別	
	市内譲受人	市外譲受人
(1) 申請書(当事者双方が署名・押印したもの)	1部	1部
(2) 申請地の位置図(住宅地図等)	1部	1部
(3) 申請地の公図(発行日3箇月以内のもの)	1部	1部
(4) 土地登記事項証明書(発行日3箇月以内のもの) ※相続・住所変更等完了後の証明書	1部	1部
(5) 譲渡人・譲受人の住民票(発行日3箇月以内のもの) ※譲受人のみ、住民票に本籍地を記載	各1部	各1部
(6) 関係団体へ提出した誓約書のコピー ① 土地改良区(区域外は区長) ② 農家組合長(営農組合長) ③ 農業委員 ④ 農地利用最適化推進委員 ※農業委員、農地利用最適化推進委員分のみ、 原本を農業委員会事務局へ提出でも可	各1部	各1部
(7) ほ場整備推進団体へ提出した同意書のコピー ※申請地がほ場整備計画区域内農地の場合のみ	1部	1部
(8) 仮登記・抵当権等に対する権利者の同意書 ※土地登記事項証明書に記載されている場合のみ	1部	1部
(9) 営農計画書	1部	1部
(10) 農業用機械使用承諾書 ※譲渡人や第三者から農業用機械を借りて耕作する場合	1部	1部
(11) 住所地の農業委員会が発行した耕作状況証明書		1部
(12) 農業用自動車車検証のコピー		1部
(13) 運転免許証のコピー		1部
(14) 委任状(当事者双方が署名・押印したもの) ※代理人による申請の場合のみ	1部	1部
(15) その他、必要に応じて追加資料を求める場合があります。		

農地法第3条許可申請の手続き

1. 農地法第3条許可申請には各種要件があります。必ず事前に農業委員会事務局にご相談をお願いします。

2. 必要書類を揃えます。

(1) 必須書類

・ 申請書（当事者双方が署名・押印したもの）

・ 申請地の位置図

・ 申請地の公図

・ 申請地の登記事項証明書

・ 住民票（譲渡人・譲受人双方）

・ 各団体等に提出した誓約書のコピー

〔土地改良区（区域外は区長）、農家組合（営農組合）、
農業委員、農地利用最適化推進委員〕

※農業委員、農地利用最適化推進委員分は原本を農業委員会事務局に提出。

・ 営農計画書

法務局（又は亀岡市役所地下1階
証明サービスセンター）で申請

申請日より
3ヶ月以内のもの

(2) 場合によって必要な書類

①申請地がほ場整備計画区域内の農地の場合

・ ほ場整備事業に係る同意書（事業同意の承継）

②申請地に小作権や抵当権等がかかっている場合

・ 権利者の同意書

③譲受人が亀岡市外在住の場合

・ 耕作状況等証明（住所地の農業委員会で発行）

・ 運転免許証（コピー）

・ 農業用自動車車検証（コピー）

④代理人申請の場合

・ 委任状（譲渡人・譲受人両方の署名・押印が必要）

⑤農機具や車を他人から借りる場合

・ 借用書のコピー

⑥農地所有者が破産手続開始決定を受け、破産管財人が売却手続きをするとき

・ 当該農地に係る裁判所の売却決定許可書

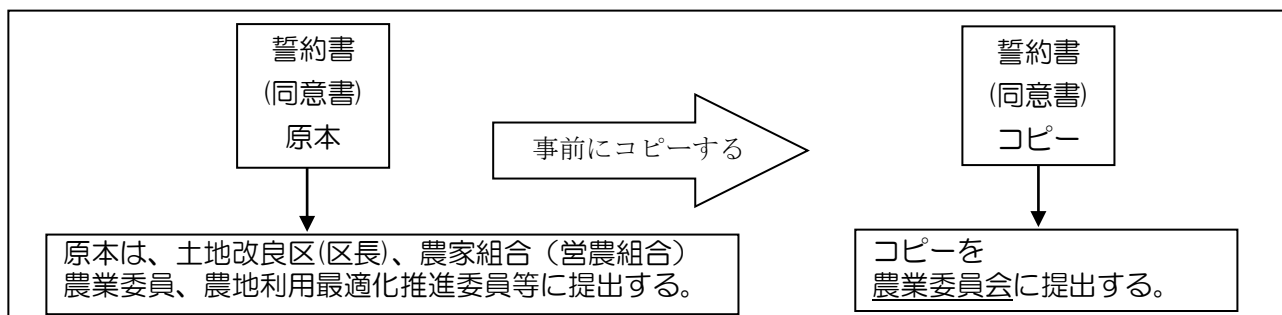
・ 破産管財人選任及び印鑑証明書

の両方を添付してください。（コピー可）

3. 農業委員会事務局に書類を提出してください。(毎月15日(閉庁日の場合次の開庁日)を締切日としていますが、締切日から1週間以上前に事務局に申請書記載内容の確認をいただくことを推奨しています。)

4. 申請内容について事前確認する必要がある場合は、申請者に役員会への出席を求めることがあります。

※誓約書及びほ場整備同意書について



原本 → 土地改良区(区長)、農家組合長(営農組合長)、
農業委員、農地利用最適化推進委員、ほ場整備推進団体(該当農地のみ)
※農業委員、農地利用最適化推進委員分は原本を農業委員会事務局に提出。

コピー → 農業委員会事務局

※誓約書(ほ場整備同意書)の提出先について

- ①土地改良区理事長(土地改良区の区域外の場合、申請地の地元区長)
 - ②申請地の地元農家組合長(営農組合長)
 - ③農業委員
 - ④農地利用最適化推進委員
 - ⑤ほ場整備各地区推進団体の長(ほ場整備計画区域内の農地のみ必要)
- } (農業委員会事務局へ提出)

・申請の締め切りは毎月15日(土日祝の場合は次の開庁日)です。

・審議は原則として、翌月5日(土日祝の場合等、前後することがあります)の定例総会で行います。ただし、申請地がほ場整備計画区域内の農地の場合は、申請内容について、農業委員会から、ほ場整備事業に関係する行政機関又は団体に意見照会を行い、その回答を得たうえで、総会での審議を行います。

・許可書の発行は審議を行った定例総会から約1週間かかります。

※農地法第3条許可により取得した農地を、短期間のうちに転用を行うことについては、転用申請人にとって日常の生活上又は経営上の理由が生じ転用目的が認められなければ重大な影響がある場合を基準として判断されますので、十分注意願います。

ご不明な点があれば以下までお問い合わせください。

亀岡市農業委員会事務局 0771-25-5059

農地法第3条の規定による許可申請書

下記農地（採草放牧地）の(に).....を.....したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

令和 年 月 日

亀岡市農業委員長 様
 申請者
 譲渡人(貸人)
 印
 譲受人(借人)
 印
 記

1 申請当事者の氏名（名称）等

当事者	氏名(名称)	年齢	職 業	住 所	国 籍
譲渡人 (貸人)					
譲受人 (借人)					

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地 目		面積 ㎡	作付作物 及び10ア ール当た り普通収 穫高 kg	利用 状況	所有者 氏 名 (名称)	所有 期間	利 用 者		備考
	登記 簿	現況						氏 名 (名称)	利用 権原	

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

譲渡人の事由.....
 (貸人)
 譲受人の事由.....
 (借人)

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

時期
 令和
 年
 月
 日
 契約期間

対価
 総額
 円
 3. 3㎡当たり
 円
 (賃料(年額)
 円)

5 権利を設定・取得しようとする当事者及びその世帯員等が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

土地の区分 () 内には、 作付作物を記 載すること。	譲受人(借人)					
	所 有 地			借 入 地		
	自作地 ① m ²	貸付地 ② m ²	その他 ③ m ²	現に耕作中 の土地 ④ m ²	その他 ⑤ m ²	経営地合計 (①+④) m ²
田 ()						
畑 ()						
樹園地()						
計						
採草放牧地						

※ ③については不耕作地の面積、⑤については不耕作地及び農地法第3条第2項第6号括弧書きに該当する貸付地の面積を記載すること。

6 権利を取得しようとする者又はその世帯員等（構成員）がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況（法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況）

	氏名	年齢	権利取得者 との続柄	年間農作業 従事日数	農作業経験(研修) 年数
(世帯員等 構成員)					
常時 雇用者					
臨時雇用者		年間延べ従事日数 日			

7 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の農機具及び家畜の保有状況

種 類	農業用 自動車	トラク ター	田植機	コンバ イン	耕耘機					
既確保										
導入予定										

8 周辺地域との関係及び役割分担

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

令和 年 月 日

亀岡市農業委員会 様

住所氏電 電話

印

今般、下記の農地を（取得する・借り受ける）につき、農地法の遵守及び周辺地域との調和要件等において別紙誓約書を下記関係団体に提出しましたので報告します。

- ・誓約書提出先

1)	<u>土地改良区</u>	<u>理事長</u>
2)	<u>区</u>	<u>区長</u>
3)	<u>営農・農家組合</u>	<u>組合長</u>
4)	<u>農業委員</u>	
5)	<u>農地利用最適化推進委員</u>	
6)	<u>地区ほ場整備推進団体</u>	
		<u>会長・委員長</u>

- ・ 農地の所在地

[illegible]

誓 約 書

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名
電 話

印

今般、農地を（取得する・借り受ける）ことについて、農地法を遵守し下記のことを誓約します。

記

1. 農地法の趣旨を尊重し、農地を（取得・借り受け）後は2年以上耕作に常時従事し、その間は転用又は転売等はいりません。
2. 土地基盤整備事業、農業振興対策事業及び公共事業等が実施される場合は、積極的に協力します。
3. 周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないように努め、下記のような権利取得にならないようにします。
 - ① 集落営農や担い手への集積等により、既に農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得
 - ② 水利調整について、地域の農業者が一体的な取組を行っているような地域で、このような取組に参加しない営農が行われることにより、地域における取組が阻害されるような権利取得
 - ③ 無農薬や減農薬での付加価値が高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得
4. 農業用倉庫、畜舎等の農業用施設や、農道、土留工等の耕作に必要な施設を設置する場合は、農地法の規定を遵守し、所要の手続きを経たうえで実施し、都市計画法など関係法令の規定についても遵守します。
5. 農業生産性の向上を目的に、盛土など農地の地形を変更する場合は、「農地の形状変更指導要綱」を遵守し、所要の手続きを経たうえで実施します。

6. 連絡人（市外取得者等の場合）

住所.....
氏名.....TEL.....

7. 所在地

所 在 地	地 番	地 目	地 積

誓 約 書

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名
電 話

印

今般、農地を（取得する・借り受ける）ことについて、農地法を遵守し下記のことを誓約します。

記

1. 農地法の趣旨を尊重し、農地を（取得・借り受け）後は2年以上耕作に常時従事し、その間は転用又は転売等はいけません。
2. 土地基盤整備事業、農業振興対策事業及び公共事業等が実施される場合は、積極的に協力します。
3. 周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないように努め、下記のような権利取得にならないようにします。
 - ① 集落営農や担い手への集積等により、既に農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得
 - ② 水利調整について、地域の農業者が一体的な取組を行っているような地域で、このような取組に参加しない営農が行われることにより、地域における取組が阻害されるような権利取得
 - ③ 無農薬や減農薬での付加価値が高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得
4. 農業用倉庫、畜舎等の農業用施設や、農道、土留工等の耕作に必要な施設を設置する場合は、農地法の規定を遵守し、所要の手続きを経たうえで実施し、都市計画法など関係法令の規定についても遵守します。
5. 農業生産性の向上を目的に、盛土など農地の地形を変更する場合は、「農地の形状変更指導要綱」を遵守し、所要の手続きを経たうえで実施します。
6. 連絡人（市外取得者等の場合）

住所.....
氏名.....TEL.....

7. 所在地

所 在 地	地 番	地 目	地 積

誓 約 書

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名
電 話

印

今般、農地を（取得する・借り受ける）ことについて、農地法を遵守し下記のことを誓約します。

記

1. 農地法の趣旨を尊重し、農地を（取得・借り受け）後は2年以上耕作に常時従事し、その間は転用又は転売等はいけません。
2. 土地基盤整備事業、農業振興対策事業及び公共事業等が実施される場合は、積極的に協力します。
3. 周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないように努め、下記のような権利取得にならないようにします。
 - ① 集落営農や担い手への集積等により、既に農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得
 - ② 水利調整について、地域の農業者が一体的な取組を行っているような地域で、このような取組に参加しない営農が行われることにより、地域における取組が阻害されるような権利取得
 - ③ 無農薬や減農薬での付加価値が高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得
4. 農業用倉庫、畜舎等の農業用施設や、農道、土留工等の耕作に必要な施設を設置する場合は、農地法の規定を遵守し、所要の手続きを経たうえで実施し、都市計画法など関係法令の規定についても遵守します。
5. 農業生産性の向上を目的に、盛土など農地の地形を変更する場合は、「農地の形状変更指導要綱」を遵守し、所要の手続きを経たうえで実施します。
6. 連絡人（市外取得者等の場合）

住所.....
氏名.....TEL.....

7. 所在地

所 在 地	地 番	地 目	地 積

誓 約 書

令和 年 月 日

様

住 所
氏 名
電 話

印

今般、農地を（取得する・借り受ける）ことについて、農地法を遵守し下記のことを誓約します。

記

1. 農地法の趣旨を尊重し、農地を（取得・借り受け）後は2年以上耕作に常時従事し、その間は転用又は転売等はいけません。
2. 土地基盤整備事業、農業振興対策事業及び公共事業等が実施される場合は、積極的に協力します。
3. 周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないように努め、下記のような権利取得にならないようにします。
 - ① 集落営農や担い手への集積等により、既に農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得
 - ② 水利調整について、地域の農業者が一体的な取組を行っているような地域で、このような取組に参加しない営農が行われることにより、地域における取組が阻害されるような権利取得
 - ③ 無農薬や減農薬での付加価値が高い作物の栽培の取組が行われている地域で、農薬使用による栽培が行われることにより無農薬栽培等が事実上困難になるような権利取得
4. 農業用倉庫、畜舎等の農業用施設や、農道、土留工等の耕作に必要な施設を設置する場合は、農地法の規定を遵守し、所要の手続きを経たうえで実施し、都市計画法など関係法令の規定についても遵守します。
5. 農業生産性の向上を目的に、盛土など農地の地形を変更する場合は、「農地の形状変更指導要綱」を遵守し、所要の手続きを経たうえで実施します。
6. 連絡人（市外取得者等の場合）

住所.....
氏名.....TEL.....

7. 所在地

所 在 地	地 番	地 目	地 積

営農計画書（農業経営計画書）

令和 年 月 日

亀岡市農業委員会長 様

申請者住所
申請者氏名

印

農地法第3条第1項の規定による許可申請を行うにあたり、許可後の農業経営の計画等については以下のとおりです。

1 許可後の営農計画(許可日によらず、1年間を通した計画を記載すること。)

土地の表示					栽培 作物	10a当 たり収 穫見込 (kg)	粗収 見込 (円)	作付け栽培管理期間											
所 在	地番	地 目		地積 (㎡)				1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
		登記簿	現況																

2 農作業に従事する者の通作距離及び通作方法

区 分		氏 名	住所又は農作業の 拠点となる場所(a)	(a)から申請農地 までの距離(km)	通作方法及び 所要時間
個 人	申 請 者				
	世帯員等				
法 人	雇 用 者				

注1 農作業の拠点となる場所とは、農業経営を行う法人の農作業拠点施設(宿舍等を含む。)を指す。
法人であっても拠点施設がない場合は、個人と同様に農作業従事者の住所となる。
注2 世帯員等が申請者と同一住所の場合は世帯員等の欄は記載不要。
注3 雇用者が複数いる場合は、それぞれの距離及び所要時間を記載すること。ただし、同一の拠点施設から通作する場合は、代表者について場所・距離・時間を記載し、以下同様とすること。

営農計画書（新規就農用）

1 氏名等

(1) 氏名 _____

(2) 生年月日（年齢） 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 （ _____ 歳）

2 作付作業計画

作 目 名	作 付 面 積 (㎡)	労働延日数 (日)
計		

3 通作の方法（※通作図を添付すること）

・通作距離 _____ km ・通作時間 _____ 分 ・通作手段（車・その他_____）

4 使用予定農耕機

使用農機具名	利 用 形 態
	既所有 ・ 所有予定（ _____ 年 _____ 月）

5 今後の収益計画

農業収益計画		主な作物名	作付面積（㎡）
年次	収益予定額（千円）		
1年目			
年目			
年目			

6 その他参考事項

次の項目についてお答えください。

(1) 新規就農の動機について	
(2) 農業経験等について	
○農業経験 （ 有 ・ 無 ）	
○経験内容	
○現在及び今後の研修 もしくは 技術指導等の受講予定	
(3) 収穫物の販売方法について	